

第 20 回統一地方選挙啓発業務  
仕様書

1 業務の名称

第 20 回統一地方選挙啓発業務

2 業務の目的

令和 5 年 4 月 9 日に第 20 回統一地方選挙（札幌市長選挙、札幌市議会選挙、知事選挙、北海道議員選挙）が執行される。近年、投票率は下降傾向にあり、特に 60 代以上の高齢者層の投票率が 6 割を超えているのに対して、20 代以下の若年層の投票率は 4 割を下回っており、投票率向上が課題である。また、コロナ禍での選挙が想定されることから以下を目的として業務を実施する。

- (1) 今後 4 年間の札幌市政の方向性を決める市民にとって重要な選挙であることから、広く有権者に投票日を周知し、多くの有権者の投票参加を促す。
- (2) 特に若年層に対しては、より投票意欲の喚起、投票に対する心理的ハードルの解消を図ることが重要であるため、若年層が広く利用しているインターネットや SNS 等の電子媒体を積極的に活用した周知を行う。
- (3) 有権者が安心して投票できるよう、投票所における感染症対策や分散投票の呼びかけなど新型コロナウイルス感染症への対応について、周知を行う。

3 契約履行期間

契約締結日から令和 5 年 4 月 21 日までとする。

4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」を達成できるよう、下記のとおり、業務を実施すること。詳細の業務内容は企画提案の結果をうけて、札幌市選挙管理委員会と受託者で協議し、調整するものとする。

また、受託者は、下記項目に係る一切（企画、制作、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

(1) 共通事項

ア 統一地方選挙は、「2 業務の目的」のとおり、4 つの選挙が同時に行われる。

各選挙の執行スケジュールは下表のとおりであり、選挙によって執行スケジュールが異なることに留意すること。

選挙名	告示日	投票日	期日前投票期間	
			第 1 期日前	第 2 期日前
北海道知事選挙	3/23	4/9	3/24～4/8	4/6～4/8
札幌市長選挙	3/26		3/27～4/8	

北海道議会議員選挙	3/31	4/9	4/1～4/8	4/6～4/8
札幌市議会議員選挙				

イ 本業務は、札幌市民をターゲットとして啓発を行うものであることから、啓発を行うエリア等について考慮すること。

ウ 本業務の実施にあたり、札幌市選挙管理委員会で保有する物品等について、提供もしくは貸与が可能である。

**【例】**

- ・ 明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」の画像データ
- ・ 明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」の着ぐるみ
- ・ 投票記載台や投票箱などの選挙器材、模擬投票用紙

(2) キャッチフレーズの作成

選挙期間中の啓発において、統一的に使用するキャッチフレーズを提案し、下記(3)～(7)の啓発において、使用すること。

(3) 啓発動画の制作

ア 概要

下記(4)の実施のために必要な啓発動画を2テーマ制作することとし、この啓発素材の具体的な内容について、提案すること。

イ 動画のテーマ

以下のテーマの動画をそれぞれ作成すること。

- ・ 投票の手順を分かりやすく伝える動画（動画 A）
- ・ 投票所における新型コロナウイルス感染症対策を分かりやすく周知するとともに、分散投票を促す動画（動画 B）

ウ 動画の規格

- ・ 尺（動画 A：90～120 秒程度を想定、動画 B：15～30 秒程度を想定）
- ・ 画質（フルHD）
- ・ 画角（16：9）
- ・ ファイル形式（MP4 形式）
- ・ 納品形式（CD-ROM 又は DVD-ROM、ナレーション・字幕なしのファイルを併せて納品すること）

エ 留意事項

- ・ 提案にあたっては、絵コンテなどを用いて、映像の構成案、内容について分かりやすく示すこと。なお、投票の手順及び札幌市が行っている投票所等での新型コロナウイルス感染症対策については、別紙1及び2を参照すること。
- ・ 動画 A については、視聴者が投票所での手順を理解できる内容・構成にするとともに、「投票は難しくない」と感じてもらえるような創意・工夫を行うこと。
- ・ 動画 B においては、選挙名、投票日及び期日前投票について周知すること。
- ・ 制作する動画は、市保有の広報媒体（Twitter、YouTube、LINE）や市内街頭ビジョン等でも放映を予定しているため、動画の尺はこれを前提として提案す

ること。なお、具体的な尺については、本市と調整して決定する。

- ・ 動画制作にあたっては、ナレーションを入れるほか、字幕や BGM、効果音を入れるなど、視聴者の分りやすさに配慮すること。また、障がいのある方などにも理解しやすい内容・構成とするよう努めること。

#### (4) インターネットを活用した啓発の実施

##### ア 概要

特に若年層にとって効果的と考えられる SNS 広告や WEB 広告などのインターネットを活用した啓発を実施することとし、これに関する提案をすること。

##### イ 啓発期間

令和 5 年 3 月 24 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

##### ウ 留意事項

- ・ 提案にあたっては、具体的な SNS 広告等の種類を示すとともに、効果指標と目標値を示すこと。
- ・ SNS 広告等で配信する啓発素材については、上記(2)で制作する動画 B を使用するほか、別途委託者が用意する啓発動画を使用すること。なお、受託者において新たに啓発素材を作成することは妨げない。

#### (5) 音声媒体を活用した啓発の実施

##### ア 概要

街頭放送等の音声媒体を用いて、投票日等の周知や投票参加を促すこと。

##### イ 啓発内容

###### (ア) 街頭放送

- ・ 放送場所は、大通地区、すすきの地区、琴似地区とし、一回の放送時間は 30 秒程度とする。
- ・ 啓発期間中、各放送地区において、1 日当たり 30 回以上放送すること。

###### (イ) バスターミナル音声広告

- ・ 放送場所は、福住バスターミナル、大谷地バスターミナル、宮の沢バスターミナルとし、一回の放送時間は 30 秒程度とする。
- ・ 啓発期間中、各バスターミナルにおいて、1 日当たり 40 回以上放送すること。

###### (ウ) 上記(ア)、(イ)の他、音声媒体を用いた効果的な啓発の提案は妨げない。

なお、提案を行う場合は、具体的な媒体種類や、啓発回数を示すこと。

##### ウ 啓発期間

令和 5 年 3 月 24 日から令和 5 年 4 月 8 日まで

##### エ 留意事項

- ・ 上記イ(ア)及び(イ)においては、委託者が提供する原稿について、当該放送等において通常想定される方法（録音方法、録音の場所等）により、音声データを作成すること。
- ・ 音声データについては、第 1 期日前投票所のみ投票可能な期間（3 月 24 日か

ら4月5日まで)に使用するものと、第1期日前及び第2期日前投票所の両方で投票可能な期間(4月6日から4月8日まで)に使用するものの2件を作成し、啓発期間中に差し替えること。

(6) 啓発物品の制作

ア 概要

街頭啓発や、区役所等で配布する啓発物品を制作する。

イ 啓発物品の種類

2種類を制作することとし、うち1種類は「ポケットティッシュ」とすること。他の1種類については、受託者において提案すること。

イ 制作個数

- ・ ポケットティッシュ：18,000個
- ・ 提案による物品：6,000個

ウ 納入期限

令和5年3月15日

エ 納品先

札幌市選挙管理委員会事務局及び各区選挙管理委員会事務局(10区)

※箇所ごとの納品個数は、別途指示する。

オ 留意事項

- ・ ポケットティッシュについてはフィルムが無地でポケットがついているものを受託者が用意し、ポケットには委託者から提供する原稿を基に台紙のデザインを行い、同封すること。
- ・ 受託者が提案する啓発物品については、委託者と調整し、台紙やシール等により、投票日等の周知を行うこと。
- ・ 納品方法等については、委託者と調整の上、決定すること。

(7) 独自提案による啓発の実施

上記(2)~(6)のほか、「2 業務の目的」を達成するために効果的な独自の提案は妨げない。なお、独自提案を行う場合は、使用する媒体やターゲット、啓発内容等について、詳細を示すこと。

【独自提案の例】

デジタルサイネージ、地下鉄内広告、雑誌広告、シネスポット、啓発イベントの実施 等

5 権利関係

- (1) 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項は、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するも

のとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

## 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) レスペーパーを徹底するなど、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

## 8 本件に係る問い合わせ先

札幌市選挙管理委員会事務局選挙課 田中、森  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
電話：011-211-3247 F A X：011-211-3956

## 個人情報取扱注意事項

### （個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### （秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### （再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

### （複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### （目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### （事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### （契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# とう ひょう じゅん じょ 投票の順序

(はじまり)



① 受付係

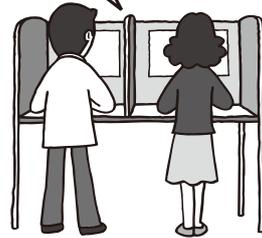
ハガキをお持ちでない方、  
選挙支援カードをお持ちの方、  
点字投票・代理投票をされる方は  
お申出ください。



② 名簿対照係



③ 知事投票用紙交付係



④ 投票用紙への記載

候補者の氏名をお書きください。



⑤ 知事投票



⑥ 道議投票用紙交付係



⑦ 投票用紙への記載

候補者の氏名をお書きください。



⑧ 道議投票



⑨ 市長投票用紙交付係



⑩ 投票用紙への記載

候補者の氏名をお書きください。



⑪ 市長投票



⑫ 市議投票用紙交付係



⑬ 投票用紙への記載

候補者の氏名をお書きください。



⑭ 市議投票

(投票おわり)

※⑥～⑭については、③～⑤の手順と同様のため、投票手順を全て映像にする必要はなく、字幕やナレーションにより、説明することで差し支えない。



## 選挙における新型コロナウイルス感染症対策

### 1 分散投票の呼びかけ

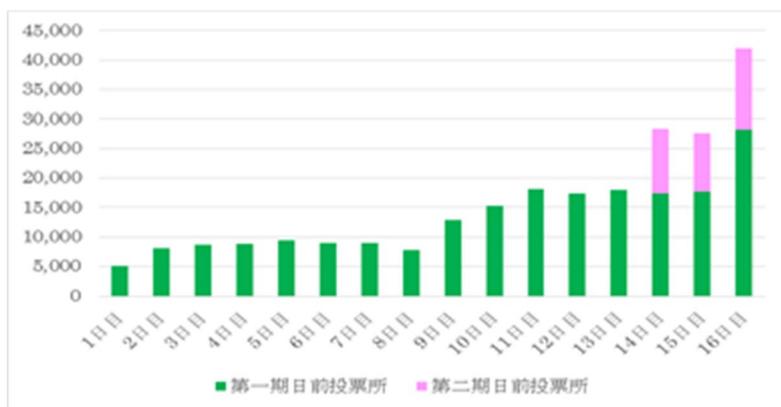
- (1) 過去の選挙における期日前投票所の日別と時間別投票者数及び当日投票所の時間別投票者数についての情報発信を行い、投票所の混雑を避け、比較的空いている時間帯に分散しての投票への協力を呼びかける。
- (2) 札幌市選挙管理委員会のホームページに、期日前投票所の混雑状況をスマートフォン等からリアルタイムで確認できるページを公開する。

### 2 投票所における感染症対策

- (1) 投票所の従事者はマスク等の着用を徹底する。
- (2) 投票所の出入口に手指消毒用の消毒液を設置する。
- (3) 十分な間隔に配慮した入場整理を行う。
- (4) 有権者と接する各係では、飛沫感染防止のビニールカーテンを設置する。
- (5) 投票所で使用する鉛筆は、消毒済みのものを有権者に直接取ってもらい、使用後は回収する。回収した鉛筆は、消毒のうえ再使用する。なお、有権者が持参した鉛筆等の筆記具を使用することも可能。
- (6) 投票所内は定期的に換気を行う。

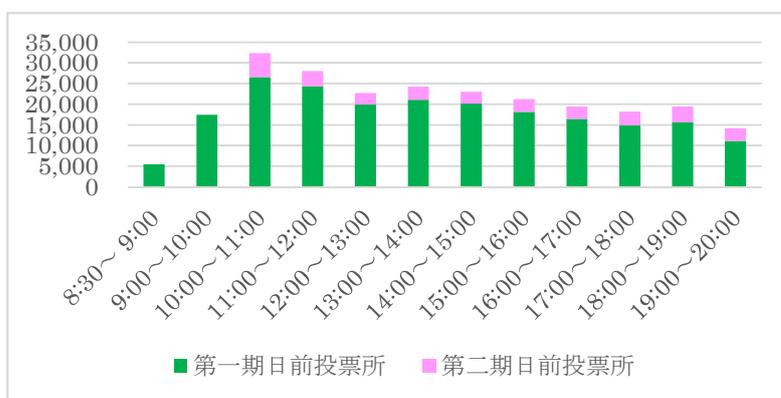
【参考】過去の選挙における投票状況

1 期日前投票所の日別投票者数



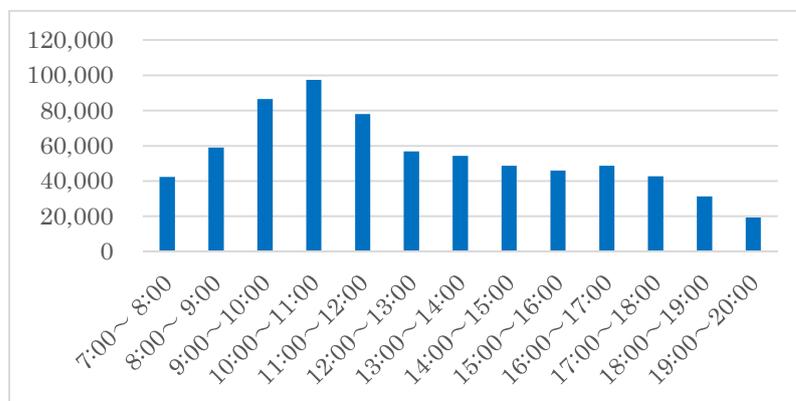
第一期日 前投票所、第二期日 前投票所ともに最終日が混雑する傾向

2 期日前投票所の時間別投票者数



**【混雑する時間帯】**  
 第一期日 前投票所では、10時から15時までの時間帯。  
 第二期日 前投票所では、10時から11時までの時間帯。

3 当日投票所の時間別投票者数



9時から12時までの時間帯が混雑する傾向